

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の事業開始に向けた取り組みについて

令和 6 年 6 月の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たな給付制度として乳児等通園支援事業(通称「こども誰でも通園制度」)が創設されました。事業開始となる令和 8 年 4 月に向け、例規・制度の整備、事業者の選定及び認可手続き等の準備を進めてまいります。

1 乳児等通園支援事業の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業(第 3 期子ども・子育て支援事業計画に織り込まれています)

2 事業の主な仕組み

対象児童	0 歳 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に通っていないこども
実施場所	保育所、認定こども園、認可外保育施設 等 ※本事業についての市の認可が必要
対象者の認定	居住する市町村による認定 ※利用者からの申請が必要
利用時間	利用可能枠(10 時間/月)の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用方法	定期利用及び自由利用、事業所との直接契約 ※利用にあたっては、国の整備する予約システムを活用する
保護者負担	こども 1 人につき 1 時間 300 円程度(事業所が徴収)
財源	子ども子育て支援法に基づく通園給付 【こども一人 1 時間あたり単価】 0 歳児 1,300 円、1 歳児 1,100 円、2 歳児 900 円、障害児加算 400 円 要支援家庭のこども加算 400 円、医療的ケア児 2,400 円
量の見込み	31 人程度/月

3 事業化に向けたスケジュール

令和 7 年	6 月	文教厚生委員会報告(事業の概要・スケジュール)
	8 月頃	児童福祉専門分科会
	9 月	文教厚生委員会報告(認可条例について) 認可条例の制定に係るパブリックコメント募集
	10 月	事業者募集
	11 月	児童福祉専門分科会
令和 8 年	12 月	認可条例制定案の提出、確認条例について報告
	1 月～2 月	児童福祉専門分科会及び認可部会
	3 月	確認条例改正案の提出、利用者申込み受付開始
	4 月	事業者認可・事業運営開始